

1 相談事例と注意点

あなたなら
どうする?

アポイントメントセールス

「旅行券が当たりました。すぐ取りに来てください」とケイタイに電話があった。出かけたところ、1年分のリゾートホテル会員権を契約させられた。

タダより高いものはない!
「あなただけ、格安、特典付き」
などという言葉に惑わされないで!

当たつたあ~!!



キャッチセールス

「タレントにならないか」と声をかけられ、ついでいくと、高いタレント養成講座の受講を契約させられた。

言葉巧みに近づいてくる誘いには
ついて行かない



資格商法

「就職・進学に有利な資格を取りませんか?」と電話があり、「けっこうです」といいながら、住所を教えたら契約書類が送られてきてびっくり。

「いりません!」とはっきり断る

個人情報(住所など)は、安易に教えない



催眠(SF)商法

ティッシュなどの日用品を無料で配っていた。ついで行ったら閉めきった会場の雰囲気にのまれ、得した気分になって高額な健康食品を買ってしまった。

無料という言葉につられて、
会場について行かない



マルチ商法

「友達を誘って入会させ商品を売ると必ずもうかる」といわれたけれど…。

簡単にもうかるという甘い言葉につられず、
きっぱり断る。友達を誘うと信頼関係を失うこともある



2 契約トラブルにあったらどうする?

まず、家の人に相談しましょう。そして…

①クーリング・オフの手続きを!

条件を満たしていれば、期間内(原則8日以内)なら無条件で契約を解除できます。

ただし、マルチ商法や業務提携誘引販売取引(内職・モニター商法)は20日以内です。



クーリング・オフとは、
頭を冷やして考えなおすこと

●通知は書面で、配達記録または簡易書留と指定して、郵便局から郵送(下記参照)

●クレジット契約の場合は信販会社へも通知する ●通知書は必ず写しを取っておく

ただし、次の場合はクーリング・オフができません。

○小売店などに自分から行って買った場合

○通信販売(インターネットショッピングも含む)

○乗用自動車の契約、3,000円未満の商品を一括払いした時、石けんなど

消耗品を使用・消費してしまった時など

②消費生活総合センターへ相談を!

クーリング・オフ期間が過ぎていても、消費者契約法による取消しができるかもしれないよ!

消費者契約法で契約を取り消せる不適切な勧誘例

| | |
|-----------|---------------------------|
| 不実告知 | 重要な項目について事実と違うことを言う |
| 断定的判断 | 将来の変動が不確実なことを断定的に言う |
| 不利益事実の不告知 | 重要な項目について不利益になることを故意に言わない |
| 不退去 | 訪問販売で帰ってと言ったのに帰らなかった |
| 退去妨害 | 帰りたいと言ったのに帰してくれなかつた |

| | | | |
|-------|------------|-------|--|
| 郵便はがき | □□□□□ | 年 月 日 | 私は貴社との契約をしましたが、解除します。 |
| 代表者 | ○○様 | 氏名 | 契約年月日 ×年×月×日 |
| 配達記録 | ○○市○○町○○番地 | 住所 | 商品名 契約金額 ○○○円 |
| (表) | (裏) | | 私が支払った代金は返金してください。 受け取った商品はお引き取りください。 |

クーリング・オフの通知例